

国立公文書館における個人情報に関する利用審査について

村上由佳

はじめに

国立公文書館は、「公文書等の管理に関する法律」（平成二十二年法律第六八号、以下「公文書管理法」という。）に基づく利用の請求に対する利用決定に係る審査基準として「独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」（以下「審査基準」という。）を作成・公表している¹。この審査基準の「1. 審査の基本方針」では「時の経過を考慮してもなお利用制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする」と記述されている。しかし、多種多様な文書のなかに記載された様々な利用制限情報について、「時の経過」を踏まえた上で、利用制限の範囲を必要最小限度とするための判断は、困難を伴う場合が多い。

本稿では、利用制限事由への該当性を判断する際に「時の経過」を考慮してどのように個人情報を利用に供することの可否を判断しているのか、当館における利用制限の事例等を踏まえて報告する。

第一章で公文書管理法と「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成二十三年四月一日内閣総理大臣決定、以下「ガイドライン」という。）の「時の経過」を踏まえた利用制限事由への該当性判断に関する規定を整理し、第二章で諸外国の制度の概要と国立公文書館の審査基準を提示し、第三章で国立公文書館が保存する特定歴史公文書等にと

のような個人情報が記載されており、それらの情報の利用制限の要否について、「時の経過」を踏まえたように判断しているのかということをも具体的に提示する。

第一章 利用審査業務に係る法規定

第一節 公文書管理法の規定

特定歴史公文書等の利用を権利として規定している公文書管理法は、その第一六条第一項において、「国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない」としている。つまり、同法は特定歴史公文書等について利用制限事由を明確に規定し、それに該当する場合を除いて全て利用に供することと規定している。利用制限事由に該当する情報の一つとして、同項第一号イ及び第二号イの個人情報が挙げられている。国立公文書館に保存されている文書には、個人の権利義務の得喪に関する情報を記載した文書等、個人が一般に利用させることを想定せずに行政機関等に出した文書が多数存在する。これらの文書に記載された個人情報は、公に

することにより個人の権利利益を害するおそれがあり、個人情報に係る審査は慎重を期す必要がある。平成二六年度に国立公文書館が特定歴史公文書等の利用制限事由に該当すると判断した情報のうちの約九割が個人情報であった²。すなわち、特定歴史公文書等の利用審査の大部分は、利用制限すべき個人情報であるかどうかについての判断に帰するものである。

また、公文書管理法上で個人情報の利用制限事由を規定している第六条第一項第一号イ及び第二号イは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成一一年法律第二号）及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成一三年法律第一四〇号）（以下両法律をあわせて「情報公開法」という。）における不開示情報としての個人情報の規定（両方とも第五条第一号により規定）を引用している。すなわち、公文書管理法は、特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報を、利用制限情報としている。ただし、次の①～③に掲げる情報は、公文書管理法上の利用制限情報から除かれている。

- ① 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（いわゆる公領域情報）
- ② 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（いわゆる生命等保護情報）
- ③ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職

及び当該職務遂行の内容に係る部分（いわゆる公務員職務遂行情報）したがって、個人識別情報が記録されている特定歴史公文書等を利用して供することは、前述の①～③に該当する場合を除き、公文書管理法上でも原則として認められていない³。

他方で、公文書管理法上の利用制限事由への該当性を判断するにあたっては、情報公開法と異なり、公文書管理法第一六条第二項において、「特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮する」と規定しており、「利用制限する」と「時の経過を考慮する」こととの両立を計ることが本法の特徴の一つと言える。

第二節 ガイドラインの規定

公文書管理法第一六条第二項で「時の経過を考慮すること」とされているが、ガイドラインの「第C章 利用 第一節 利用の請求 C-1 利用請求の取扱い（三）」においては、「時の経過の判断に当たっては、国際的な慣行である三〇年ルール（一九六八年ICA（国際公文書館会議）マドリッド大会において出された、利用制限は原則として三〇年を超えないものとする考え方）をも踏まえる必要がある」と記載されている⁴。

ただし、「時の経過」についてガイドラインで定めている部分は前述の箇所のみであり、これ以上の具体的記述は見当たらない。また、この三〇年ルールは、個人情報を含む種々な情報全般について原則的に述べているに過ぎず、個人情報に係る三〇年を超える長期間の利用制限を否定したものである。したがって、特定歴史公文書等の利用決定を行う国立公文書館等の長は、三〇年経過後の個人情報について、どのような場合に例外的に利用を制限することとするかを個別に判断しなければならない。

第二章 個人情報に関する利用制限期間の考え方

第一節 国際公文書館会議の三〇年ルール

ガイドラインにおいても「国際的な慣行」であるとして触れられている国際公文書館会議の三〇年ルールとは次のようなものである⁵⁾。

(a) 公開制限と公開時期の延期について

一、大会は、各国のアーカイブ関係機関が、文書の公開をコントロールする規定について徹底した調査を行い、所管機関に対して、学術研究のニーズにかなったアーカイブ記録の公開制度とするため、全ての不当な制限の解除を提案するよう、勧告する。

この目的を達成するため、大会は、以下のような公開規則の緩和を勧告する。

a) 公開制限期間を定めている各国においては、一般的な制限期間について、文書の作成から公開までの間が三〇年を超えないものとし、必要な場合は留保事項を設けること。

b) 特別の事例について更に長い期間制限する場合は、現実に必要な場合に限ることとし、その制限期間は八〇年を超えないものとする⁶⁾。

c) 最大限可能な限り、特定分野、資料群、又はシリーズについて、通常の制限期間が過ぎる前に、自由な利用を可能にするよう検討すること。

d) 個別の事情について、利用制限の正規の規定の例外を認める場合の規定を設け、公開決定が他の機関で行われる場合は、決定権を持

つ機関に事案が移る前に、国立公文書館長又は関係する保存機関の長は、例外による公開の請求についての助言を与えること。また、非公開措置に対する不服申立の手続きを検討すること。

三〇年ルールの本来の意味は、「一般的な制限期間」、つまり原則として利用を制限。する期間を（当時主流だった五〇年から）三〇年に「緩和」するということであつた⁷⁾。そして、この三〇年ルールがあくまでも一般的な利用制限期間に関するものであつたことが肝要である。一九六六年の国際公文書館会議ワシントン大会後にアクセスの自由化に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）が立ち上がり、国際公文書館会議大会の第一セッションにおいて報告が行われて、ワーキンググループの成果がまとめられている。ワーキンググループにおいて、ドイツ（西ドイツ）、アメリカ、フランス、ハンガリー、イタリア、マレーシア、オランダ、イギリス、スイスの一九六八年当時の利用原則を確認しているが、例えばイタリアでは、原則としてどの文書も自由に閲覧可能だが、内容によって制限があり、個人のプライバシーに関わる文書は七〇年が経過するまで利用制限することとされているなど、個人情報については三〇年以上の利用制限期間を設けている国が多数あつた。そのため、ワーキンググループとしての結論は、このように、各国によって利用規則が異なるため、いくつかの利用制限は維持する必要があるとしながら、一般的な利用制限期間を三〇年とすることが現実的であり、七〇〜八〇年経過した文書には、個人や国を害するおそれがあるものはほとんどない、ただし、例外的な場合は、利用制限期間をさらに延長でき、その年限は一般化することはできない、というものであつた⁸⁾。

この報告に対して各国の代表が意見を述べているが、ノルウェー国立公

文書館の館長は「北欧では利用制限期間自体を廃止し、原則として利用させることを検討中だが、理論的には大きな変更のように見えても例外規定が細かく設けられるので、結果としては研究者にとって大きな差異はないと思う」と述べている。

以上のように、三〇年ルールとは、原則として利用制限とする期間を五〇年から三〇年としたことに大きな意味があるが、この期間はあくまでも一般的な利用制限期間であり、特に個人情報については、それ以上の長期にわたって制限することを否定したものはなかった。

第二節 諸外国の事例

本節では諸外国の一般的な利用制限期間と本稿のテーマである個人情報に関する利用制限期間の状況について概観する。

アーカイブズの利用にあたり、諸外国の国立公文書館においてどのような個人情報ほどの程度の期間利用制限されているかについて、閣議議事録等作成・公開制度検討チーム 作業チーム（第一回）配布資料「国立公文書館における『時の経過』の運用について」等が公表されている¹⁰。その概要を略述すると以下のとおりである。

〈アメリカ合衆国〉

「情報自由法」(FOIA)において「各行政機関は、次に定めるところに従い、公衆が情報を入力できるようにしなければならない」(5 USC 552(a))と規定されており、「本条は、次の事項には適用されな¹¹」(5 USC 552(b))として除外条項が定められている¹²。また、「米国立公文書記録管理局長官 (The Archivist) が、その命により、移管元の連邦機関の長又はその後任者との協議を行った上で、関連法で制定された基準との整合性がとれて

いるとの理由から文書の特定の部分について、本条で言及した法定の制限及びその他の制限を延長することを決定した場合を除き、それらの制限は文書作成から三〇年を経過するまで有効であるものとする」(4 USC 2108(a))として、利用制限は作成から三〇年までとする三〇年ルールを原則としている。ただし個人情報については、原則として三〇年で公開するのではなく、より長期（七二年（国勢調査・統計調査）、七五年（プライバシー）の利用制限期間を設けている。また、これらの利用制限期間とは別に、生存している個人のプライバシーを侵害するおそれのある記録を利用制限するといった定性的な規定もある。

〈イギリス〉

情報自由法 (FOIA) において、公共機関に対し情報の請求を行う者は、利用制限情報を除いて、請求に明示された情報を公共機関が保有しているか否か書面で通知を受ける権利及び、情報を保有している場合、当該情報の開示を受ける権利を有していることが規定されている（第一条（一）項）。FOIAは記録が作成された年の翌年から起算して、一定の期間が満了したときに、歴史的記録 (historical record) となる旨定めているが、歴史的記録となった記録は、利用制限情報のうち、「裁判記録等」（第三条）他いくつかが開示される。そして、記録はそれが作成された年の翌年から起算して三〇年の期間が満了したとき歴史的記録となる（第六二条（一）項）とされてきたが、憲法改革統治法 (Constitutional Reform and Governance Act) 別表七の四（二）で「三〇年を二〇年とする旨規定されてゐる。しかし、歴史的記録になることで公開対象となる情報すべてが、二〇年経過後に公開されるわけではなく、個人情報については、生存している個人を特定しうる情報について、データ保護法 (Data Protection Act) の規定に準じて利用を制限するとしている。

また、王室の通信及び栄典の授与に関する情報は憲法改革統治法の改正により、逆に利用制限が強化され、関連する人物の死亡という要件も追加された¹²。

〈ドイツ〉

ドイツ連邦公文書館法 (Gesetz über die Sicherung und Nutzung von Archivgut des Bundes) 第五条(一)項において、「何人も、別段の法規定の定めがない限りにおいて、三〇年以上経過した連邦のアーカイブ文書を、申請に基づいて利用する権利を有する」と規定されており、三〇年ルールを原則としている。ただし、個人情報については、死亡後三〇年経過又は出生後一〇年経過といった利用制限期間を設けている。

〈フランス〉

平成二〇年(二〇〇八年)に文化遺産法 (Code du patrimoine) L213-1 条が改正された。改正前は、

公文書館に寄託するまで閲覧が自由であった記録は、いかなる制限もなく、引き続き、すべての請求者の閲覧に供する。行政と公衆との関係を改善する諸措置並びに行政、社会及び財政上の諸規定に関する一九七八年七月一七日の法律第七八―七五三号第一条に規定する記録は、当該法律が定める要件に従って引き続き閲覧に供することができる。その他のすべての公文書である記録は、三〇年の期間又は「第213-2条に規定する特別の期間を経過したときは、自由に閲覧に供することができる¹³。

と規定されていたところ、改正後は、「三〇年の期間」という文言が削除され、L213-1条は、公文書は、L213-2条に規定される条件を別として、当然

に閲覧可能であると規定された¹⁴。ただし、個人情報については、文書類型に応じ、作成・取得後七五年ないし一〇〇年経過、死亡後二五年経過、出生後一二〇年経過といった利用制限期間を設けている。

フランスの制度については、平成二七年(二〇一五年)一月二四日開催の第四七回公文書管理委員会資料においてやや詳しく取り上げられており、同委員会資料から一部を引用すると以下のとおりである¹⁵。

二〇〇八年法律(筆者補記・文化遺産法)は、公文書の自由閲覧原則を定めている。しかし、文書の性質によっては、この原則に服させることで、特定の個人や国家や不利益を生じさせるものも存在する。そこで、L213-2条第一段は、文書の性質を考慮した上で、時の経過との関係からこの原則に対する例外制度を設けた。その期間は、二五年、五〇年、七五年、一〇〇年という四つの期間に限定されている。

上記フランスの文化遺産法における個人情報の公開についてまとめると表1のとおりとなる。前述のとおり、前記引用部分のうち「二五年」とは「関係人の死亡日から二五年」という意味であり、また、これ以外に「出生の日から一二〇年」という定めもある¹⁶。

以上のように、個人情報について各国の制度上示されている利用制限期間は国ごとのばらつきが非常に大きく、準拠すべき国際的な基準があるとは言いがたい状況にある。ただし、各国とも個人情報については原則的な利用制限期間よりも長期の利用制限期間が示されており、個人の生死を利用制限の判断指標としていることも共通している。また、フランスやドイツの制度では出生から一〇〇年を超える利用制限期間も示されており、特にフランスにおいては「五〇年」や「一〇〇年」といった利用制限期間が示

表1 フランス国立公文書館における個人情報記載文書の公開について

経過年数 (注1)	公開となる個人情報記載文書
当然に閲覧 可能	下記以外の文書
25年 (注2)	医療の秘密に関する文書
50年	個人の安全又は私的生活の保護を侵害する文書(経過年数「75年」及び「100年」の項に掲げる文書を除く) (適用対象) ・名前の特定される自然人若しくは容易に識別可能な自然人についての価値の評価や判断に関わる文書 ・人物に損害をもたらすおそれのある条件における人物の行為を明らかにする文書
75年 (注3)	a) 閲覧させることが統計に関する秘密に侵害をもたらす文書について、私的な事実及び行為と関係を有する質問書によって収集された情報が問題となる場合 b) 司法警察の部局によって実施された調査に関する文書 c) 裁判所に提起された事件に関する文書(判決及び裁判の決定の執行に関する特別な規定のある場合を除く) d) 裁判所付属吏の正本及び帳簿類 e) 民事的身分の出生及び婚姻の登録
100年 (注3)	・上記a)～e)に該当する文書のうち、未成年に関するもの ・閲覧させることが個人の性的生活の秘密を侵害する判決及び裁判の決定の執行に関して、司法警察部局によって実施された調査、裁判所に提起された事件に関する文書

(注)

1. 「経過年数」の起算日は、文書の日付又は書類の中に含まれる最新の文書の日付である。
2. ただし、医療の秘密に関する文書は、①関係人の死亡の日付から25年、②死亡日が判明しない場合、当該人物の出生の日付から120年のいずれかの期間が経過すると公開となる。
3. 「75年」又は「100年」の期間が未経過でも、関係人の死亡の日付から25年経過すると、これらの文書は公開となる。

永野晴康「フランス文書保存制度の諸相－2008年法律による公文書保護制度を中心に－」（『城西情報科学研究』第20巻第1号（2010年3月）所収）の記述を元に作成

されていることが注目される。

第三節 国立公文書館の審査基準

審査基準の記載のとおり、国立公文書館では、国立公文書館法施行（平成十一年法律第七九号）以降、「三〇年を経過した歴史公文書等について、作成又は取得から一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点において、当該個人情報を開示してきた」¹⁷。三〇年ルールを踏まえた個人情報の公開判断に関するこのような館の運用実績自体もまた、個人情報のうち例外的に利用に供される「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」という「慣行」に該当すると考えられる。このことから、審査基準においては、「個々の案件における利用制限事由の該当性の判断に当たっては、これらの運用も踏まえるものとする」¹⁸としている。

加えて審査基準には、前述の「慣行として」の説明部分に、「個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う『一定の期間』の目安については、別添参考資料『三〇年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について』を参照」と記載しており、審査基準の末尾に（別添参考）として、利用制限情報の類型及びその利用制限を行う一定の期間（目安）を例示した表を掲載している。しかし、その位置付けは、審査の基準そのものではなく、個別の審査に当たって参考とする国立公文書館の公表慣行の考え方の例を審査基準の「参考」資料として「別添」したものにすぎないことに留意しなければならない¹⁹。

次に審査基準の（別添参考）の考え方について詳しく見ていくこととするが、その前提として踏まえておくべきことがある。それは、審査基準の

冒頭に掲げているとおり、「個々の案件に係る具体的な判断は、個別の審査の結果に基づき行うもの」ということである。これと同趣旨の記述は審査基準の（別添参考）の（備考）2にもあり、具体的な審査において「特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的な性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するもの」とされている。前述のとおり、審査基準の（別添参考）に掲げる期間区分は、個人の権利利益を害するおそれがあるか否かについて検討を行う際の一つの目安にすぎないのであって、目安とする期間区分をどのように設定するかにかかわらず、個々の案件の利用制限期間についての具体的な判断は、個別の審査の結果に基づき行うものである。これは利用審査に当たっての基本原則である。

どのような情報が、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれのある個人情報に該当するかを典型的・網羅的に列挙するのは、個人情報があまりに多岐に渡るため、極めて困難である。また、仮に典型的な定義をしてみても、それらの情報が「個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点」となる一定の期間を典型的に示すことは更に困難である。審査基準の（別添参考）は、幾重もの留保条件を付した上ではあるが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれのある個人情報がある程度類型化し、それらの情報が個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなる一定の期間の目安を示すことを、あえて試みている。

審査基準の（別添参考）においては、三〇年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報を以下の三類型に大別した上で、前述の「一定の期間」の目安及びこれらに「該当する可能性のある情報の類型の例」を次のとおり示している。

① 個人情報であつて、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

↓ 一定の期間(目安)・・・五〇年

↓ 情報類型例(参考)・・・学歴又は職歴／財産又は所得など

② 重要な個人情報であつて、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

↓ 一定の期間(目安)・・・八〇年

↓ 情報類型例(参考)・・・国籍、人種又は民族／家族、親族又は婚姻など

③ 重要な個人情報であつて、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

↓ 一定の期間(目安)・・・一〇年を超える適切な年

↓ 情報類型例(参考)・・・刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑)／重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態

なお、一定の期間の目安を「一一〇年を超える適切な年」としている③の類型に該当する可能性があるとされている情報の類型の例については、(備考)4において更に「一定の期間」の用途を定めており、「刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑)」については一一〇年、「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」は一四〇年とされている。

この審査基準の(別添参考)は、次のような考え方で作成されている²⁰。

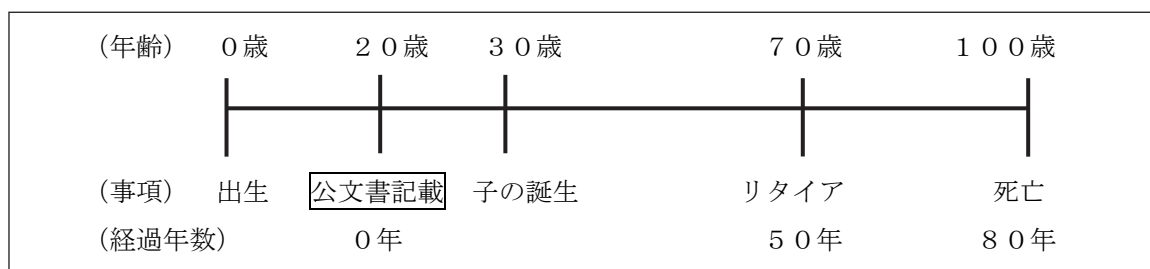
「一定の期間(目安)」は、時の経過により個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなると考えられる期間であり、個人のライ

フステージ(社会の第一線を退いている、本人の死亡、遺族の死亡が推定される各段階)等を踏まえたものである。

これは、本人(個人)が二〇歳で公文書に記載され、三〇歳で子が誕生し、一〇〇歳で死亡する場合を想定して作成されたものである。例えば、「禁錮以上の刑に係る罪に関する犯罪歴」というケースでは、作成又は取得から一〇年を経過すると、本人の実年齢は一三〇歳、子の実年齢は一〇〇歳であり、いずれも死亡している可能性が高いと推定される。これは、刑法上の犯罪歴(禁錮以上の刑)は、本人及びその子の生存期間中までは当該本人情報を保護する必要があるとの考え方に立つものである。別添参考資料は、個別の審査の際の参考とするものであるが、利用者の方々の参考にも資すると考え、審査基準に添付したものである。

ここで示されている「一定の期間(目安)」の考え方を下に図示する。

以上のように、国立公文書館の利用審査においては、公文書管理法及びガイドライ



ンを踏まえ、利用請求に応じて、個別に利用制限事由の該当性の判断をしているが、その際には、国立公文書館のこれまでの運用についても慣行として公の「慣行」であると考えて、作成又は取得から三〇年を経過した特定歴史公文書等は、特定の個人を識別することができるとのうちに、公にすることにより個人の権利益を害するおそれのある個人情報に限定して利用制限を行っている。判断にあたっては、利用制限すべき情報の類型及び利用制限する一定の期間（目安）を示した審査基準の（別添参考）についても参照している。

前述の諸外国の制度と我が国の制度とを比較すると、我が国においても、利用制限情報を除いて原則利用に供することとしており、この点については諸外国と同様である。しかしながら、利用に供するまでの最短年限を法令等により明確に規定していないところは、諸外国と異なっているところである。

また、個人情報に限ってみても、諸外国では利用に供する年限について、法令等で定めている場合があるが、前述のとおり我が国においてはそういった法令上の規定がない。ただし、国立公文書館は、前述のとおり、ガイドラインに基づいて作成公表している審査基準の（別添参考）において、利用制限を要する年限の目安を掲げている。この目安である年限を諸外国と比較した場合、例えばフランスでは「民事的身分の出生及び婚姻の登録」は「七五年」という経過年数を文化遺産法で規定している。これが具体的にどういった情報を指すのかはつまびらかではないが、審査基準の（別添参考）は「家族、親族又は婚姻」の一定の期間（目安）を「八〇年」としており、国立公文書館で目安としている年限と期せずして同程度の期間となっている。

第三章 国立公文書館における「時の経過」を踏まえた利用制限事由への該当性の判断

第一節 特定歴史公文書等に記載されている個人情報

では次に、国立公文書館において、「時の経過」を踏まえ、どのように判断しているのかについて具体的に提示するが、その前に、国立公文書館の特定歴史公文書等にどういった個人情報に記載されているのかを概観する。国立公文書館が所蔵する特定歴史公文書等には、国の意思決定に係る文書だけでなく、個人の権利義務の得喪に関する情報等、一般に利用させることを想定していなかった文書が存在する。したがってこれまでの審査事例を踏まえて、どのような特定歴史公文書等にいかなる個人情報が含まれているのかを明らかにする必要がある。

個人情報を多く含む特定歴史公文書等について、いくつか例を挙げると表2のようになる。個人情報は多種多様であり、あくまでも一例にすぎないが、個人情報を多く含む文書としては、公務員の人事や服務等（公務員の職務遂行情報以外の情報）に関する文書や国民の権利義務に密接に関係している業務を所管している機関の文書等が挙げられる。

第二節 公文書管理委員会の判断事例からの一考察

公文書管理法第二一条には、「利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、審査請求をすることができ」旨規定しており（第一項）、審査請求があつたときは、

表2 個人情報の多く含まれる特定歴史公文書等の例

情報の類型	特定歴史公文書等の例
① 学歴又は職歴	任免裁可書、叙勲裁可書、内閣人事公文・総理府人事公文、法人設立許認可関係資料
② 財産又は所得	法人設立許認可関係資料、健康保険法施行関係、労働保険再審査請求事件記録
③ 採用、選考又は任免	任免裁可書
④ 勤務評定又は服務	人事院会議議事録
⑤ 人事記録	任免裁可書、叙勲裁可書、内閣人事公文・総理府人事公文
⑥ 国籍、人種又は民族	帰化許可原簿
⑦ 家族、親族又は婚姻	留守名簿、引揚者在外事実調査票
⑧ 信仰	宗教門（文部省）
⑨ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態	任免裁可書、叙勲裁可書、内閣人事公文・総理府人事公文
⑩ 刑法等の犯罪歴	公文雑纂、任免裁可書、公文類聚、人事院会議議事録、会計検査院決議録、恩給裁定原書、閣議・事務次官等会議資料
⑪ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態	任免裁可書

国立公文書館等の長は、例外を除いて「公文書管理委員会に諮問しなければならない」（第四項）と定められている。

国立公文書館は平成三三年度から二八年度までに公文書管理委員会に四件諮問を行っている。公文書管理委員会から出された答申のうち、「時の経過」と個人情報を考える上で参考になる答申が、平成二六年度答申第一号、同第二号、同第三号及び同第四号（日本経済短期大学（昭和四五・八）昭和六〇・四）の一部利用決定に関する件、「日本経済短期大学（昭和六一・一）」の一部利用決定に関する件、「日本経済短期大学（昭和六一・一）」の一部利用決定に関する件、「日本経済短期大学（昭和六一・一）」の一部利用決定に関する件）である²¹。諮問対象文書は、日本経済短期大学を運営する学校法人亜細亜学園が、学則の変更や学科の廃止等に際して文部省の認可を求めするために申請した書類を決裁文書とともに綴ったものであり、文部省において保有し、平成九年度に国立公文書館に移管されたものである。平成二五年一二月に本件対象文書の一部が公文書管理法第一六条第一項第一号イ及びロに該当するとして利用制限する原処分を行ったが、異議申立人から本件対象文書の全部を利用に供するよう異議申立てが行われた。本節では、本稿のテーマである個人に関する情報に絞って「時の経過」に係る判断に着目しながら、答申の内容を検討する。

個人情報については、大学教員の生年月日、本籍、現住所、学歴、職歴等について、公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあることから利用制限を行ったものである。

公文書管理委員会では、本件文書の個人に関する情報に係る利用制限について、「大学等の教員が行う教育研究活動に係る個人に

関する情報の取扱いについては、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二八号）又は短期大学設置基準（昭和五〇年文部省令第二一号）において、大学等における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする」とされていたが、さらに、大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、文部科学省が平成二二年文部科学省令第一五号により学校教育法施行規則の一部を改正（平成二三年四月一日施行）し、各大学等においても、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって自主的な公表を一層促進させる取組が進められている」とする一方で、「特定の教員について、一部の情報が公表された状態で存在している場合であっても、これが個別的な事例にとどまる限りにおいては、当該公表の事実をもって個人に関する情報を利用に供すべきものとは解されず、利用請求に係る利用制限事由該当性の判断は、上記の教育研究活動との関係を踏まえて行われるべきものである」との判断を、答申においてまず示している。さらに、「時の経過」については、「文部科学省や当該学校法人等が積極的に公にしていない個人に関する情報であっても、本件対象文書が法第二条第七項で定める特定歴史公文書等であることに鑑み、当該個人の死亡など時の経過を踏まえた考慮を併せて行うことが基本となる」としている。

その上で具体的には、生存する個人の公表されていない住所、職歴、月額基本給、印影等については、公文書管理法第一六条第一項第一号イの利用制限事由に該当し、利用制限をすることは妥当としている。他方で、死亡している教員の月額基本給については、「権利義務の保護を受けるべき個人が既に死亡しており、その社会的信用や評価が公になることにより、当

該個人の権利益を害するおそれがあるとはいえない。仮に当該個人の遺族が存在している場合であっても、その月額基本給が遺族の世帯収入や、遺族の社会的信用や評価の全てであるともいえず、遺族の権利益を害するものともいえないことから、行政機関情報公開法第五条第一号本文後段に該当するものと認められないため、当該情報が記録されている部分は、法第一六条第一項第一号イの利用制限事由に該当せず、利用に供することが妥当である」とし、当該個人の死亡に加えて、当該個人の情報が遺族の権利益を害しないときには、当該情報を利用に供すべきであるとの判断を示している。死亡している教員の職歴、印影についても同様の判断であった。

しかしながら、教員の現住所又は住所については、当該教員が死亡している場合であっても、「遺族固有の個人に関する情報として解される余地があることから、時の経過を踏まえてもなお、当該現住所又は住所については、法第一六条第一項第一号イの利用制限事由に該当し、生存する個人（生死が確認できない者を含む。）または既に死亡している個人どちらの場合にあっても、諮問庁が既に利用に供している都道府県名を除く情報を利用制限した原処分を維持することが妥当である。」との判断を示した。

このように、公文書管理委員会の答申においては、当該文書が、積極的に情報を公にすることとされている大学等の教員が行う教育研究活動に係る個人に関する情報であることを踏まえた上で、個人の死亡を当該個人の情報を利用に供する際の一つの指標にしている。ただし、死者の情報を一律に利用に供せると判断しているわけではなく、情報の中味を精査し、当該個人やその遺族の権利益を害するおそれを個別に判断すべきであるという考え方を示している。

第三節 「時の経過」を踏まえた利用制限事由への該当性の判断、「家族、親族又は婚姻」に関する情報を事例として

国立公文書館では、三〇年を経過した個人情報を含む文書に利用請求があった場合には、審査基準の（別添参考）を参照しつつ、利用に供するか否かを個別に判断することになっているが、審査基準の（別添参考）で例示されている「家族、親族又は婚姻」を事例紹介し、考察を加えたい。

国立公文書館には、民事判決原本など、離婚や家督相続人廃除等に関する訴訟のような、親族関係をめぐる争いについて詳細に記載されている文書がある一方で、特定の個人の親族の情報（氏名、住所等）が親族欄に単に記載されているといった文書があるなど、親族に関して記載されている多様な文書が数多く存在する。これらの情報のうちで、こういった情報を公にすると、当該個人の権利利益を害するおそれのある情報になるのかの判断は、文書が作成されてからの経過年数や当該個人が職務遂行中の公務員か否か、当該情報が書籍等により公表されているか否か等により異なるものの、判断に困難を伴う場合もある。

ここでは、比較的利用請求の多い厚生労働省社会・援護局から移管された留守名簿を事例にとりあげる。留守名簿は、その大半が、昭和一九年（一九四四年）一月三〇日陸軍省の陸軍普第一四三五号で規定されている「留守業務規程」等に基づいて作成されている文書である²²。留守業務規程には、留守名簿を以下のとおり規定している。

第四条 外地、内地各部隊ハ留守名簿ヲ調製シ常ニ所属人員ノ当該部隊編入年月日、前所属及其ノ編入年月日、本籍（在留地）、留守担当者ノ住所、続柄、氏名、徴集（任官）、役種、兵種、官等並等級、級俸（雇

傭人ニ在リテハ其ノ種類及月給額）及其ノ号令年月日、氏名、生年月日、俸給給料等留守宅渡ノ有無、補修年月日ヲ明ナラシムルモノトス²³

前述のとおり留守名簿には、陸軍の各部隊の所属人員（以下「所属人員」という。）及びその留守担当者の氏名や住所等が記載されている。留守業務規程の附表第一の「調製上ノ注意」の「四」には、「留守担当者ハ成ルヘク留守宅渡受領者トシ概ネ左ノ順位ニ記載スルモノトス 妻（内縁ノ妻ニ在リテハ調査ノ上差支ナシト認ムル者ニ限ル）子、夫、母、祖父、祖母、兄弟、姉、妹」²⁴と記載されており、留守担当者欄には、基本的に親族を記載するものとされていたようである。また留守担当者には内縁の妻の記載も条件付きで認められている。留守名簿はその名のとおり「名簿」であり、親族の情報が記載されているとはいえず、氏名や住所のみに止まり、親族関係に関する詳細な記述があるわけではない。

これらは、公文書管理法第一六条第一項第一号イの「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と考えられる。したがって、留守名簿が現用文書であつたときには、慣行として公とされている情報、表題、様式を除き不開示が適当との、情報公開・個人情報保護審査会の答申が出されていた²⁵。では、「時の経過」を考慮した場合、これらをいつの時点で公開することが適当と考えられるのか。

留守名簿の多くが作成から五〇年以上経過しており、記載されている住所等が現存しない場合や、記載されている所属人員や留守担当者がすでにかなりの高齢であるか、若しくは死亡している場合も多いと推定される。留守名簿は、前述のとおり特定の個人がどの部隊に所属し、こういった留守担当者がいるかということを簡易に記載している名簿であつて、個人の

私的な生活が詳細に記載されているようなものではない。留守名簿に記載されている情報と同種の情報も、他館によって一般の利用に供されているといった例も見受けられる。例えばオーストラリア国立公文書館においては、第二次世界大戦中にふ虜になった日本人の生年月日、住所、信仰、親族を特定する情報等が掲載された名簿（英文）がインターネット上に公開されている²⁶。

以上のことから、留守名簿は現時点において公にしたとしても、個人の権利利益を害する可能性はほとんどないと考えられる。他方で、留守名簿には留守担当者との内縁関係についても場合によっては記載されているなど、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報や、犯罪歴や疾病等に関する情報も記載されている。そのため、実際に利用請求があった場合には、一律に利用に供するといった対応ではなく、その具体的な記載内容を精査し、利用に供することの可否を慎重に判断することになる。

以上のように、特定歴史公文書等の審査にあたっては、当該文書作成の根拠となる規程、時代背景を踏まえ、当該文書の内容を理解するとともに、他機関における公表状況を調査するなどし、機械的に審査するのではなく個別に判断する必要がある。

このような方針は、個人情報利用と保護を適切に行う上で重要であると思われるが、一方で、特に慎重な判断を要することも多く、審査期間の長期化を生む要因ともなりえる。

むすびにかえて

以上のように、特定歴史公文書等に記載されている個人情報を利用制限するか否かの国立公文書館における判断は、公文書管理法に基づく審査基準によりながら、利用請求ごとに慎重に個別に判断している。

また、「時の経過」を単に年月の経過期間の長短に限定して解釈するのではなく、社会情勢の変化、すなわち当該情報に係る状況や当該情報に対する社会通念等の変化も踏まえて解釈すべきであり、利用制限事由への該当性は、時に関する長期的な視点以外にも、変化する場合があることを考慮する必要がある。最後にこうした個人情報の保護について最近の事例等をいくつか示しながら、本稿のむすびにかえたい。

情報公開・個人情報保護審査会の答申に、新聞で実名報道された行政機関職員の懲戒処分について、当該報道から一年以上経過後に開示請求があった事例がある。当該答申においては、当時実名で新聞報道されたとしても、当該新聞報道の時点から時間が経過するに従い、このことに対する社会的影響及び社会一般の関心や記憶は薄れていき、新聞社名や報道年月日が特定されない限り次第に公衆が知り得る状態に置かれているとは言えなくなっていること、当該新聞記事の内容は処分を行った行政機関が公表したのではないこと（当該行政機関は、「懲戒処分の公表指針について（通知）」に基づき懲戒処分を行った後にその原因となった非違行為については公表しているが、当該非違行為が行われた段階では、その非違行為の事実関係等の確認ができていないことから公表することはしていない）からその報道内容が法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するということではできず、行政機関情報公開法第五条第一号ただし書に該当するとは認められないと判断している²⁷。

なお、同様の例は犯罪事件等の被疑者（被告人）の情報にもあてはまるが、「国家公安委員会・警察庁における情報公開法審査基準」には、「犯罪事件等で被疑者（被告人）や被害者の個人情報が発報・報道されている場合」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き、氏名等を部分的に不開示とし、個人が特定できない形で不開示する」としており、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合」とは、「警察白書等警察が発行する公刊物等において被疑者の氏名等を記載している場合」、「被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合」、「不開示請求から不開示決定までの間において、マスメディアにおいて頻繁に被疑者（被告人）が特定される内容の報道がされている場合」などが考えられると記載されている²⁸。

また、近年、膨大なパーソナルデータが収集・分析されるビッグデータ時代が到来し、個人情報の大量流出事件等により、個人情報の取扱いについての国民の懸念が増大している²⁹。そのため、「情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化により、個人情報保護法が制定された当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能となったことを踏まえ、『定義の明確化』『個人情報の適正な活用・流通の確保』『グローバル化への対応』等を目的として」³⁰平成二七年九月に改正個人情報保護法が公布された。

さらに、インターネット上の個人情報について、検索エンジン事業者に対して、検索結果からの削除を求める等、「忘れられる権利」をめぐる議論がグローバルな規模で行われている³¹。ただし、「忘れられる権利」に関する議論は、個人情報の削除をめぐるものや、検索エンジンの検索結果の削除を求めるものなどがあり、そもそも『忘れられる権利』とは何かについて合意ができていないわけではない³²が、「忘れられる権利」の議論に大き

な影響を及ぼしているのが、平成二八年四月一四日に欧州議会により最終承認されたEU一般データ保護規則である。同規則の第二条では、本規則の「実体的範囲」として「本規則は全部又は一部が自動的な手段による個人データの取扱いに適用される。ファイリングシステムの一部である、又はファイリングシステムの一部にすることが意図された個人データの自動的な手段以外の取扱いにも適用される」³³としている。その上で第一七条において「消去権（「忘れられる権利」）を規定し、管理者（個人データ処理の目的と手段を決める自然人、法人、組織等）に対して、個人データの消去を求める権利があり、そして、管理者は、当該個人データが収集された目的と無関係になった場合など一定の場合には、個人データを消去する義務を負う」³⁴としている。

アーカイブズ界でも、「忘れられる権利」について、「見解が統一されたわけではない」³⁵が、平成二六年一一月の国際公文書館会議の専門プログラムの基調講演において、ベルギーのプライバシー委員会委員長は、当時は検討段階であった前述のEU一般データ保護規則について、プライバシーを重視しすぎていると懸念を示し、「個人の不利益情報を削除するのではなく、アーカイビングするという選択肢はなかったのか」と疑問を投げかけている³⁶。

アーカイブズ界と比較されることの多い図書館の世界において、例えば国際図書館連盟（IFLA）は、平成二八年二月二五日に「忘れられる権利に関する声明」を公表した。声明では、『忘れられる権利』は検索エンジン業者（あるいは他のデータ提供者）に対して、個人が自分自身についての情報へのリンクを検索結果から除外するように要求する手段に言及するものとし、『忘れられる権利』についての裁判所の決定や法制化の目的は、個人がすでにインターネット上にあるその人自身についての情報検索・入

手の困難化を認めることにある」とした上で、『忘れられる権利』の意図は、一般的に情報を破棄しない、あるいはインターネットを通じて獲得できるところから除外しないところにあり、それは公表された情報を見つかるのにさらに困難にするところにある。しかし、実際には、場合によっては情報を除外するような影響がおこっている³⁷と、「忘れられる権利」がリンクの検索結果からの除外を超えて、情報源の削除に向かいかねないことを問題視している。そして、国際図書館連盟は、「公共の利益に反しない限り、生存する個人のプライバシーを保護することを認めるが、これらの情報について永久に非公開とすること、又は、記録を破壊することは支持できない」と表明している³⁸。

「忘れられる権利」をめぐるこれらの動きは、一義的には個人データやインターネットにおける検索結果を焦点に行われており、紙文書がその大半を占める国立公文書館の特定歴史公文書等に、今すぐに大きな影響を与えるわけではない。しかしながら、「忘れられる権利」をめぐる、個人情報の適切な保護をどのように考えるのか、アーカイブズ界を含む各分野業界でまさに検討が行われている最中であり、これらの動きを慎重に見極めていくべきであろう。

公文書管理委員会の委員である宇賀克也氏は、『忘れられる権利』について「検索サービス事業者の削除義務に焦点を当てて」と題する論稿の中で、「公文書館等に移管された歴史公文書等に含まれる個人情報の場合には、『時の経過』は、非歴史公文書等の場合とは逆に、個人情報としての要保護性を減少させる点は、今後変わらないと考える³⁹と述べている。

国立公文書館においてはそもそも、個人情報保護のために当該個人情報原本から削除することはしないが、本稿でこれまでみたとおり、個人の権利利益を害するおそれが認められる場合は、当該個人の権利利益を

害するおそれのある情報を、利用制限している。また、審査基準にも、「個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得る」と記載しており、「時の経過」が個人情報の要保護性を減少させることを踏まえたものとなっている。

しかしながら、国立公文書館が行政機関から受け入れた特定歴史公文書等の中には、当該行政機関が特定の業務に係る日記や手紙等（遺書もあり）の私文書を個人などから取得して公文書としたものが存在する。このような文書の作成者は作成当時、これらの文書を行政機関に提出することを想定していなかったと思われる、また当該行政機関に取得されたこととなった時点においても、それ以後、特定歴史公文書等として利用請求の対象となることは想定しえなかったと思われる。このため、利用請求があった場合には、「要保護性」の有無を、行政機関が作成した一般的な文書より慎重に判断する必要があると考えられる。国立公文書館においてこれらの文書を審査するにあたっては、通常の特定歴史公文書以上に、記載内容、時代背景の確認、刊行物の調査、他で利用に供している史料の確認などを行い、機械的に判断するのではなく、慎重に審査した上で、かつできるだけ多くの情報を利用に供するように努めることが重要である。

1 なお、ガイドラインC-2「利用請求の取扱い」の《留意事項》（利用制限事由の当該性の審査）には、「利用請求があった特定歴史公文書等については、法第一六条第一項に規定する利用制限事由がある場合を除き、利用に供しなければならない」と書かれている。

2 内閣府大臣官房公文書管理課『平成二六年度における公文書等の管理等の状況

- について(行政文書の管理の状況)(法人文書の管理の状況)(特定歴史公文書等の保存及び利用の状況)』(平成二八年二月)九四頁
http://www8.cao.go.jp/chousei/koibun/houkoku/hei28nendo_houkoku.pdf
 (閲覧:平成二九年一月二七日)
- 3 原則に対する特例として、本人情報の取扱い(第二七条記録された個人情報を利用請求者本人のものであった場合)及び移管元行政機関等による利用(第二四条移管元機関の所掌事務又は業務を遂行するために必要である場合)が法定されている。
- 4 ガイドラインの当該記述は、そのまま独立行政法人国立公文書館利用等規則第一二条第三項の規定(「館は、前項において時の経過を考慮するに当たっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから三〇年を超えないものとする考え方を踏まえるものとする」となっている)。
- 5 小原由美子「ICA三〇年原則制定の背景」『アーカイブズ』第四四号 二〇一一年六月)五八―五九頁
http://www.archives.go.jp/publication/archives/wp-content/uploads/2015/03/acv_44_p54.pdf (閲覧:平成二九年一月二七日)
- 6 公文書管理法では、文書を閲覧又は写しの交付に供することを「利用」に供すると呼称している。公文書管理法に基づく運用と比較検討するため、以下では「公開」「非公開」という用語は使用せず、「利用」又は「利用制限」という呼び方に統一して記述することとする。
- 7 「アクセスの自由化に関するワーキンググループによる報告」によれば、一九六八年当時のドイツ(西ドイツ)、アメリカ、フランス、ハンガリー、イタリア、マレーシア、オランダ、イギリス、スイスの計九カ国の一般的な制限期間を取り上げ、結論として、各国によって公開規則が異なるため、いくつかの制限は維持する必要があるが、公開制限期間について、行政機関における公文書の大部分は、一部の例外を除き一般的な制限期間を三〇年とすることが最も現実的である。実際、特殊な例を除き三〇年を経過した文書は、作成当時の有用性や機密性を失う。つまり、それらの文書は公文書館への移管が可能となる(特定の資料群やシリーズは、さらに二〇年またはそれ以上の期間非公開にしておくことも可能)。制限期間を五〇年ではなく三〇年とする主な利点としては、一部の資料群等が早期に公開されることになるという心理的側面が挙げられ、行政機関が公開可否を判断する際の負担も軽減されるとしている(Charles
- 8 Kecskeméti, "La Libéralisation en matière d'accès aux archives et de politique de microfilmage," *Archivum* 18(1968)p.29, 32)。
 Ibid., p.43-48
- 9 小原由美子「ICA三〇年原則制定の背景」(前掲)五八頁
- 10 「国立公文書館ヒアリング資料(国立公文書館における「時の経過」の運用について)」(閣議事録等作成・公開制度検討チーム 作業チーム(第一回)配布資料 資料九)
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gijiroku/sagyoul/Isiryou9.pdf> (閲覧:平成二八年一月一日)
- 11 なお、このチームは、閣議、閣僚懇談会及び閣僚会議の議事録等の作成及び一定期間経過後に公開する制度について検討を行うため、副総理兼内閣府特命担当大臣(公文書管理担当)及び内閣官房長官を共同座長として開催された(閣議事録等作成・公開制度検討チームの開催について)平成二四年七月六日内閣総理大臣決裁)
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gijiroku/konkyo/pdf> (閲覧:平成二九年一月二七日)
- 12 宇賀克也編『諸外国の情報公開法』(財団法人行政管理研究センター 二〇〇五年)一七四、一八二頁
- 13 イギリスに関しては、「国立公文書館における『時の経過』の運用について」(前掲)及び拙稿「イギリス国立公文書館視察報告」『アーカイブズ』第五五号 二〇一五年二月)
http://www.archives.go.jp/publication/archives/wp-content/uploads/2015/03/acv_55_p10.pdf (閲覧:平成二九年一月二七日)を参照。また、本稿における情報自由法の条文の和約は田中嘉彦「英国における情報公開―二〇〇〇年情報自由法の制定とその意義―」『外国の立法』二二六、二〇〇三年五月)
<http://www.ndl.go.jp/diet/publication/legis/216/21601.pdf> (閲覧:平成二九年一月二七日)を参考にしたが、一部表現を変更した箇所がある。
- 14 佐藤毅彦・福井千衣「フランスの文書保存法制と地方図書館―文化遺産法典への編入とその経緯」『外国の立法』一三三―一三七(二〇〇七年六月)四六頁
<http://www.ndl.go.jp/diet/publication/legis/232/023202.pdf> (閲覧:平成二九年一月二七日)
- 14 永野晴康「フランス文書保存制度の諸相―二〇〇八年法律による公文書保護制

- 度を中心に」『城西情報科学研究』第二〇巻第一号 二〇一〇年三月）二五頁
http://libir.josai.ac.jp/1l/user_contents/02/60000284repository/pdf/JS-InfoBull-2003.pdf（閲覧：平成二十九年一月二七日）
- 15 二〇一五年度一二月二四日開催 公文書管理委員会（第四七回）配布資料 資料一「不服審査分科会における審査プロセス、これまでの議論の整理」委員会資料の出版は前掲の永野晴康「フランス文書保存制度の諸相―二〇〇八年法律による公文書保護制度を中心に―」（前掲）二五―二八頁
<http://www8.cao.go.jp/kobunjitinkai/inkaisai/2015/20151224/20151224haifui.pdf>（閲覧平成二八年一〇月五日）
- 16 永野晴康「フランス文書保存制度の諸相―二〇〇八年法律による公文書保護制度を中心に―」（前掲）二六頁
- 17 審査基準 2.②イ
- 18 同右
- 19 審査基準の（別添参考）の一定期間（目安）を公開可能な上限の年限ととらえ、文書に記載されている情報を（別添参考）にどのようにあてはめ、何年まで利用制限しているのか、といった照会を他機関から受けることがある。しかし、（別添参考）はあくまでも参考であり、（別添参考）にあてはまる可能性のある情報であっても、一定の期間（目安）を超えて利用制限する場合もあれば、一定の期間経過前に公開することもある。繰り返しになるが、この年限は、公開することを許される年限でないことは特に強調しておきたい。
- 20 田中駒子「公文書管理法の施行と国立公文書館の取組」『ジュリスト』一四一九 二〇一一年四月）六〇頁
- 21 「日本経済短期大学（昭和四五・八〇昭和六〇・四）の一部利用決定に関する件」、「日本経済短期大学（昭和六一・一一）」の一部利用決定に関する件、「日本経済短期大学（昭和六一・一一）」の一部利用決定に関する件（平成二六年度答申第一号、同第二号、同第三号及び同第四号）
<http://www8.cao.go.jp/kobunjitinkai/fufukutrou/2014/20141219/20141219toushin.pdf>（閲覧：平成二八年九月七日）
- 22 近藤貴明「アジア太平洋戦争期における陸軍工員の人事記録―工員名簿、工員手、共済組員原票、留守名簿の制度的概略と戦後の残存状況」『大原社会問題研究所雑誌』六三八号 二〇一一年）二四頁
- 23 <http://repo.lib.hosei.ac.jp/bitstream/10114/8051/1/638kondo.pdf>（閲覧：平成二十九年一月二七日）
- 24 JACAR Ref. A03010225100⁶ 公文類聚・第六十九編・昭和二十年・第十四巻・官職八・官制八（陸軍省・第一復員省）（国立公文書館）（第二一画像目）
- 25 同右（第三二画像目）
- 26 「留守名簿の不開示決定に関する件」（平成二七年度（行情）答申第三号）
<http://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/reporthbody/9581>（閲覧：平成二八年九月七日）
- 27 オーストラリア国立公文書館のホームページ（<http://www.naa.gov.au/>）の資料検索画面（<http://recordsearch.naa.gov.au/>） Advanced Search - Series内の Series number に「例えば『MP1103/2』と入力して検索するとぶらぶらの文書がヒットする。」
- 28 「特定期間に大阪国税局長が職員に対して行った懲戒処分に係る処分説明書等の一部開示決定に関する件」（平成二四年度（行情）答申第三六四号）
<http://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/reporthbody/7437>（閲覧：平成二八年一〇月一七日）
- 29 「国家公安委員会・警察庁における情報公開法審査基準」（国家公安委員会・警察庁 平成一八年三月）七頁
http://www.npa.go.jp/pdc/disclosure/ki_jun.pdf（閲覧：平成二八年一〇月一三日）
- 30 内閣官房 IT総合戦略室 パーソナルデータ関連制度担当室「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（概要）（個人情報保護法改正部分）」（平成二七年四月）一頁
http://www.soumu.go.jp/main_content/000355092.pdf#search='%E5%80%8B%E4%B%A%E6%83%85%E5%A%B1%E4%B%9D%E8%AD%B7%E6%B3%95+%E6%94%B9%E6%AD%A3%E8%B6%A3%E6%97%A8'（閲覧：平成二八年一〇月三日）
- 31 個人情報保護委員会のホームページ「個人情報保護法とは」
<http://www.ppc.go.jp/personal/general/>（閲覧：平成二八年一〇月三日）
- 32 今岡直子「『忘れられる権利』をめぐる動向」『調査と情報』八五四 平成二七年三月）一頁
http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9055526_po_0854.pdf?content

- №01（閲覧：平成二八年一〇月五日）
- 33 中山貴子「ICCA年次会合：『説明責任、透明性、情報へのアクセス』参加報告」（『アーカイブズ』第五二号 平成二六年三月）
http://www.archives.go.jp/publication/archives/wp-content/uploads/2015/03/acv_52_p05.pdf（閲覧：平成二八年一〇月四日）。
- 32 宇賀克也『忘れられる権利』について―検索サービス事業者の削除義務に焦点を当てて―（『論究ジュリスト』一八 二〇一六年八月）二四頁
同右、二四頁
- 33 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転に関する欧州議会及び欧州理事会規則（一般データ保護規則）（仮日本語訳）」（二〇一六年八月）
<https://www.jpdec.or.jp/archives/publications/J0005075>（閲覧：平成二八年一〇月一七日）なお、EU一般データ保護規則の制定過程等については、石井夏生利『個人情報保護法の現在と未来―世界的潮流と日本の将来像―』（勁草書房 二〇一四年）に詳しい。
- 34 今岡直子『忘れられる権利』と国際図書館連盟（IFLA）」（『カレントアウェアネス-E』三〇四 二〇一六年六月二日）
<http://current.ndl.go.jp/e1801>（閲覧：平成二八年一〇月二二日）
- 35 中山貴子「ICCA年次会合：『説明責任、透明性、情報へのアクセス』参加報告」（前掲）7頁
同右、6頁
- 36 37 『忘れられる権利』についてのIFLA声明」
<http://www.ifa.or.jp/portals/0/html/jiyu/ifla2016forgotten.pdf>（閲覧：平成二八年一〇月一七日）
- 38 今岡直子『忘れられる権利』と国際図書館連盟（IFLA）」（前掲）
- 39 宇賀克也『忘れられる権利』について―検索サービス事業者の削除義務に焦点を当てて―（前掲）三三頁